

長 建 協 発 第370 号
平成25年11月13日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、除染等業務等に従事する労働者の被ばく線量等を一元管理するための制度に向けて、関係元請業者による「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度検討会」において検討が進められ、近々、中間取りまとめがなされる予定となっております。

厚生労働省では、その取りまとめがなされた後に、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」の改正等より、除染等業務に従事する事業者に対し、本制度への参加を促すこととしています。

これに先立ち、本制度の周知依頼が同省労働基準局安全衛生部労働衛生課長より、別添のとおりまいっておりますのでお知らせ申し上げます。